

第一章 総則

第 1 条 (立法目的)

労働者団結の促進、労働者の地位の向上および労働者の生活の改善を図ることを目的に、この法律を制定する。

第 2 条 (法人)

労働組合は法人である。

第 3 条 (主務機関)

(第 1 項)この法律の主務機関とは、中央においては労働部、直轄市においては直轄市政府、県(市)においては県(市)政府をいう。

(第 2 項)労働組合の目的事業は、かかる事業の主務機関からそれぞれ指導、監督を受けなければならない。

第 4 条 (団結権)

(第 1 項)労働者は労働組合の組織および加入の権利を有する。

(第 2 項)現役軍人と国防部に所属し法により監督される軍需産業の従業員は、労働組合を組織してはならない。軍需産業の範囲は、中央主務機関が国防部と共同で定める。

(第 3 項)教師はこの法律によって労働組合を組織しおよびそれに参加することができる。

(第 4 項)各レベルの政府機関および公立学校の公務員による結社組織は、その他の法律の規定による。

第 5 条 (労働組合の任務)

労働組合の任務は、次の通りである。

- 一、労働協約の締結、改定または廃止。
- 二、労使争議の処理。
- 三、労働条件、労働者安全衛生および組合員の福利事項の促進。
- 四、労働者政策と法令の制定および改定の推進。
- 五、労働者に対する教育研修活動の開催。
- 六、組合員の就業に対する支援。

- 七、組合員の娯楽活動の開催。
- 八、労働組合または組合員の紛争事件の処理。
- 九、法令に基づいて行う事業の開催。
- 十、労働者の家庭に関する生計調査および労働者統計の編集。
- 十一、その他第一条の目的および法律規定に合致する事項。

第二章 組織

第 6 条 (労働契約を介入して不法な利益を詐取することの禁止)

(第 1 項)労働組合の組織の種類は次の通りである。ただし、教師は第二号および第三号の労働組合のみに組織し、または加入することができる。

一、企業別労働組合：同一工場事業場の労働者、同一事業単位の労働者、会社法に定める支配と従属関係にある企業の労働者、または金融ホールディング会社法に定める金融ホールディング会社とその子会社の労働者が組織する労働組合。

二、産業別労働組合：関連産業の労働者が組織する労働組合。

三、職業別労働組合：関連職業的技能をもつ労働者が組織する労働組合。

(第 2 項)前項第三号で組織される職業別労働組合は、同じ直轄市または県(市)を組織地域とする。

第 7 条 (強制加入)

前条第一項第一号によって組織される企業別労働組合は、その労働者は労働組合に加入しなければならない。

第 8 条 (労働組合の連合組織)

(第 1 項)労働組合は、必要によって連合組織を設立することができ、その名称、レベル、地域および種類について、連合組織の規約に定めなければならない。

(第 2 項)労働組合連合組織は、労働組合の事務を取り扱う専任労働組合事務担当者を置かなければならない。

(第 3 項)全国規模で設立される労働組合連合組織は、その設立発起時の労働組合数が同種類の労働組合の三分の一以上に達し、かつカバーされる行政地域が全国直轄市、県(市)総数の二分の一以上に達しなければならない。

第 9 条 (単一労働組合)

(第 1 項)この法律の第六条第一項に基づき組織する各企業別労働組合は、一つに限られる。

(第 2 項)同じ直轄市または県(市)にある同種の職業別労働組合は、一つに限られ

る。

第 10 条 (労働組合の名称)

労働組合の名称は、その他の労働組合の名称と同じであってはならない。

第 11 条 (労働組合の組織手続き)

(第 1 項)労働組合は、三十人以上の労働者の署名により発起し、準備委員会を設立し、組合員の公開募集、組合同約の草案作りおよび設立総会の召集を行わなければならない。

(第 2 項)前項の準備委員会は、組合設立総会開催後の三十日以内において、組合同約、組合員名簿および理事・監事名簿を備えて、組合の所在地の直轄市または県(市)主務機関に対して登記証書の発行を申請しなければならない。ただし、第八条の規定に基づき全国規模で組織する労働組合の連合組織は、中央主務機関に登記を行い、登記証書を申請しなければならない。

第 12 条 (労働組合同約の記載事項)

労働組合同約の記載事項は次の通りである。

- 一、名称。
- 二、労働組合の宗旨。
- 三、地域。
- 四、労働組合の住所。
- 五、任務。
- 六、組織。
- 七、組合員の入会、脱退、権利停止および除名。
- 八、組合員の権利および義務。
- 九、組合員の代表、理事、監事の定数、権限およびその選任、解任、権利停止。
常務理事、常務監事および副理事長を置く場合にも、同じとする。
- 十、秘書長および総幹事を置く場合には、その招聘および解任。
- 十一、理事長および監事会招集者の権限および選任、解任、権利停止。
- 十二、会議。
- 十三、経費および会計。
- 十四、基金の設立および管理。
- 十五、財産の処分。
- 十六、規約の改定。
- 十七、その他法令による規定すべき事項。

第 13 条 (労働組合同約の制定)

労働組合同規約の制定は、設立総会の組合員または組合員代表の過半数の出席で、出席組合員または組合員代表の三分の二以上の同意を得なければならない。

第三章 組合員

第 14 条 (管理者の労働組合加入禁止)

使用者を代表し管理権を行使する管理者は、当該企業の労働組合に加入してはならない。ただし、労働組合の規約に別段の規定がある場合には、この限りでない。

第 15 条 (組合員代表)

(第 1 項)労働組合は、その組合員が百名以上の場合には、規約によって組合員代表を選出することができる。

(第 2 項)労働組合の組合員代表の任期について、毎回の任期は四年を超えてはならず、当選後一回目の組合員代表総会を開催した日から起算する。

第 16 条 (組合員総会と組合員代表総会)

組合員総会は労働組合の最高権力機関である。ただし、労働組合に組合員代表総会がある場合には、組合員代表総会が組合員総会の職権を行使する。

第四章 理事および監事

第 17 条 (理事および監事)

(第 1 項)労働組合は、理事および監事を置かなければならず、その定数は次の通りである。

- 一、労働組合の組合員数が五百人以下の場合、理事を五名から九名まで置き、その組合員数が五百人を超える場合には、五百人を超えるごとに二名の理事を増加することができるが、理事の人数は二十七名を超えてはならない。
- 二、労働組合連合組織の理事は、五十一名を超えてはならない。
- 三、労働組合の監事は、当該労働組合の理事の定数の三分の一を超えてはならない。

(第 2 項)前項各号の理事、監事の数是一名以上の場合には、その規約に基づき常務理事、常務監事を選出ことができ、その人数が理事、監事数の三分の一を超えてはならない。労働組合は理事、監事の候補者を置くことができ、その数が当該労働組合の理事、監事の数を超えてはならない。

(第 3 項)労働組合は理事長一名を置かなければならず、対外的に労働組合を代表し、また、業務上必要な場合には副理事長を置くことができる。理事長および副理事長は、理事の身分を有しなければならない。

(第4項)労働組合は、その監事の人数が三名以上の場合には、監事会を設けなければならない。監事会の招集人一名を置かなければならない。監事会の招集人は監事会の決議を執行し、理事会に列席する。

第 18 条 (理事および監事)

(第1項)組合員総会または組合員代表総会の休会期間は、理事会が労働組合に関するすべての事務を処理する。

(第2項)労働組合の監事は、労働組合の帳簿を監査し、各事業の進行状況および規約に定められる事項を監査し、かつ関連の専門家と共同してこれを行うことができる。

(第3項)監事の職権は、監事会を置く労働組合の場合には、監事会が行使する。

第 19 条 (理事および監事の資格)

(第1項)満二十歳の組合員は、労働組合の理事、監事として選任されることができる。

(第2項)工業団体または商業団体に参加する組合員は、理事または監事、常務理事、常務監事、副理事長、理事長または監事会招集人となることができない。

第 20 条 (理事などの任期)

(第1項)労働組合の理事、監事、常務理事、常務監事、副理事長、理事長および監事会招集者の任期については、毎回の任期は、四年を超えてはならない。

(第2項)理事長の任期は二期までとする。

第 21 条 (労働組合の連帯責任)

労働組合の理事、監事、常務理事、常務監事、副理事長、理事長、監事会招集人およびその代理人は、職務の執行によって他人に損害を与えた場合には、労働組合が連帯責任を負わなければならない。

第 五 章 会 議

第 22 条 (会議通知の記載事項)

労働組合が会議を開催する場合には、その会議通知に記載すべき事項は、次の通りである:

- 一、事由。
- 二、時間。
- 三、場所。

四、その他の事項。

第 23 条 (会議の招集)

(第 1 項)組合員総会または組合員代表総会は、定期会議および臨時会議の二種類に分けられ、理事長が招集する。

(第 2 項)定期会議は、毎年少なくとも一回開催しなければならない。遅くとも会議開催当日の十五日前までに、会議通知を組合員または組合員代表に送達しなければならない。

(第 3 項)臨時会議は、理事会の決議、または組合員の五分の一または組合員代表の三分の一以上の請求、もしくは監事の請求により、理事長が招集し、遅くとも会議開催当日の三日前までに、会議通知を組合員または組合員代表に送達しなければならない。ただし、緊急事件によって臨時会議を招集する場合には、会議開催当日の一日前に送達することができる。

第 24 条 (理事会および監事会)

(第 1 項)労働組合の理事会は、定期会議および臨時会議の二種類に分けられ、理事長が招集する。

(第 2 項)定期会議は、三ヶ月毎に少なくとも一回開催しなければならない。遅くとも会議開催当日の七日前までに、理事に会議通知を送達しなければならない。

(第 3 項)臨時会議は、三分の一以上の理事の請求により、理事長が招集し、遅くとも会議開催当日の一日前までに、理事に会議通知を送達しなければならない。理事長は、必要と認める場合にも、招集することができる。

(第 4 項)理事は、自ら会議に出席しなければならない。

(第 5 項)労働組合が監事会を置く場合には、その定期会議および臨時会議は前四項の規定を準用し、その会議が監事会招集人によって招集される。

(第 6 項)監事は、理事会に列席し、意見を陳述することができる。

第 25 条 (会議の招集)

(第 1 項)前二条の定期会議は、法または規約の規定により開催できない場合には、主務機関によって指名される理事または監事一名が招集することができる。

(第 2 項)前二条の臨時会議は、理事長または監事会招集者が請求されてから十日以内に招集しない場合には、請求を行った者の一人または数人が主務機関に招集の指定を申立てることができる。

第 26 条 (組合員総会または組合員代表総会の決議)

(第 1 項)次に掲げる事項は、組合員総会または組合員代表総会の決議を経なければ

ばならない。

- 一、労働組合同規約の改定。
- 二、財産の処分。
- 三、労働組合の連合、合併、分立または解散。
- 四、組合員の代表、理事、監事、常務理事、常務監事、副理事長、理事長、監事会招集者の選任、解任および権利停止の規定。
- 五、組合員の権利停止および除名の規定。
- 六、労働組合の各経費の受領の額、経費の収支予算、割当基準と支払および監査方法。
- 七、事業報告および収支決算の承認。
- 八、基金の運用および処分。
- 九、組合内部における公共事業の創立。
- 十、集团的労働条件の維持または変更。
- 十一、その他組合員の権利義務に関する重要事項。

(第2項)前項第四号の規定が決議によって定められた場合、人民団体法その関連法令の制限を受けない。

(第3項)組合員は、その権利停止または除名について、組合員総会または組合員代表総会の決議の前に、意見陳述の機会を与えられなければならない。

第 27 条 (会議の出席と決議)

(第1項)組合員総会または組合員代表総会は、組合員または組合員代表の過半数の出席によって始めて開会することができ、出席の組合員または組合員代表の過半数の同意がなければ、決議することができない。ただし、前条第一項第一号から第五号の事項については、出席の組合員または組合員代表の三分の二以上の同意がなければ、決議することができない。

(第2項)組合員または組合員代表は会議に出席できない場合には、書面でその他組合員または組合員代表に出席を委託することができ、出席への委託は一名に限られ、受託の人数は自ら出席する人数の三分の一を超えてはならない。その委託方式、条件、委託人数の計算その他遵守すべき事項の規定は、中央主務機関がこれを定める。

(第3項)労働組合の連合組織の組合員代表は、出席を委託する場合には、その委託が前項の規定により取り扱うほか、所属する労働組合またはそれぞれの業種のその他組合員代表のみに委託することができる。

第 六 章 財 務

第 28 条 (労働組合の経費)

(第1項)労働組合の経費の原資は、次の通りである：

- 一、入会費。
- 二、経常会費。
- 三、基金およびその利息。
- 四、事業の開催による利益。
- 五、委託収入。
- 六、寄附金。
- 七、政府からの補助。
- 八、その他の収入。

(第2項)前項の入会費は、労働者の入会時の一日あたりの賃金額を下回ってはならない。経常経費は、当該組合員の当月の賃金の千分の五を下回ってはならない。

(第3項)企業別労働組合が組合員の同意を得た場合には、使用者は、かかる労働者が労働組合に加入し組合員となった日から起算し、その賃金から労働組合の組合費を天引きし、当該労働組合に交付しなければならない。

(第4項)組合会員が労働組合の連合組織に納める組合費は、労働組合の連合組織への加入を申告した人数に応じて納めなければならない。ただし、労働組合の連合組織の規約に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

(第5項)前項の組合費徴収の基準は、組合会員の組合員が納める会費総額の百分の三十を超えてはならず、百分の五を下回ってはならない。ただし、労働組合の連合組織の規約に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第 29 条 (労働組合の財産状況の報告と監査)

労働組合は毎年、組合員総会または組合員代表総会に書類を提出して財産の状況を報告しなければならない。十分の一以上の組合員の署名を得た組合員、または三分の一以上の組合員代表の署名を得た組合員代表は、代表者を選任し、監事と共同して労働組合の財産の状況を監査することができる。

第 30 条 (財務収支運用および監査規制)

(第1項)労働組合は、財務収支運用および監査規制を構築しなければならない。

(第2項)労働組合の財務事務処理の項目、会計報告、予算および決算、財産管理、財務監査その他遵守すべき事項に関する準則は、中央主務機関が定める。

第七章 監督

第 31 条 (労働組合の資料の提出)

(第1項)労働組合は、毎年、毎年度決算後三十日以内に、下記事項を主務機関に届

出なければならない

- 一、理事、監事、常務理事、常務監事、副理事長、理事長および監事会招集人の名簿。
- 二、組合員の入会、脱退名簿。
- 三、連合組織の労働組合会員の名簿。
- 四、財務諸表。
- 五、組合事務および事業経営の状況。

(第 2 項)主務機関は、労働組合が前項の規定に基づき取り扱わなかった場合、または必要と認める場合には、期限を定めて提出を命じ、または人員を派遣し検査を行うことができる。

第 32 条 (重要事項の変更と届出)

労働組合の規約の改定または理事、監事、常務理事、常務監事、副理事長、理事長、監事会招集人の変更は、主務機関に届出なければならない。

第 33 条 (決議取り消しの訴え)

(第 1 項)組合員総会または組合員代表総会の招集手続または決議方法が、法令または規約に違反する場合には、組合員または組合員代表は、決議から三十日以内に、裁判所にその決議の取り消しを提起することができる。ただし、会議に出席した組合員または組合員代表で、会議において異議を表示しなかった者は、なすことができない。

(第 2 項)裁判所は前項の決議取り消しの訴えについて、その違反事実が重大でなく、かつ決議に影響がないと認める場合には、その請求を棄却することができる。

第 34 条 (決議内容の無効)

組合員総会または組合員代表総会の決議内容は、法令または規約に違反する場合には、無効とする。

第八章 保護

第 35 条 (不当労働行為)

(第 1 項)使用者または使用者を代表して管理権を行使する者は、次の行為があってはならない：

- 一、労働者の労働組合の組織、労働組合への加入、組合活動への参加または労働組合の職務を担当することに対して、雇用の拒絶、解雇、降格、賃金の減額その他不利な取り扱いをすること。
- 二、労働者または求職者に対して、労働組合への不加入または労働組合の職務

を担当しないことを雇用条件とすること。

三、労働者の団体交渉の要求または団体交渉に関連する事務に参加することに
対して、雇用の拒絶、解雇、降格、賃金の減額その他不利な取り扱いをすること。

四、労働者が争議行為に参加し、または争議行為を支持することに対して、雇用の
拒絶、解雇、降格、賃金の減額その他不利な取り扱いをすること。

五、労働組合の組織、存立または活動に不当な影響を与えたり、妨害または制限
をすること。

(第 2 項)使用者または使用者を代表して管理権を行使する者がなした、前項の規定
による解雇、降格または賃金の減額は、無効とする。

第 36 条 (組合休暇)

(第 1 項)労働組合の理事、監事が就業時間において組合事務を取り扱う必要がある
場合には、労働組合と使用者は、使用者が一定時間を公休扱いとして付与すること
を約定することができる。

(第 2 項)企業別労働組合と使用者との間に前項の約定がない場合には、その理事
長は半日または終日を、その他理事または監事は毎月五十時間の範囲内で公休に
より組合事務を取り扱うことができる。

(第 3 項)企業別労働組合の理事、監事は、全国規模の労働組合連合組織の理事長
に就任し、使用者との間に第一項の約定がない場合、半日または終日を公休により
組合事務を取り扱うことができる。

第 九 章 解散および組織変更

第 37 条 (労働組合の解散)

(第 1 項)労働組合に次に掲げる事由の一に該当する場合には、組合員総会または
組合員代表総会の決議によって解散を宣告することができる：

一、破産。

二、組合員の人数不足。

三、合併または分立。

四、その他組合員総会または組合員代表総会が必要と認める場合。

(第 2 項)労働組合が前項第一号から第三号の規定により解散を宣告することができ
ない場合、または規約による運営をすることができない場合には、裁判所は、主務機
関、検察官または利害関係者の申立てによって、解散を宣告することができる。

第 38 条 (労働組合の合併または分立)

(第 1 項)労働組合が合併または分立を決議した場合には、決議の日から起算して一

年以内に、合併または分立を完成しなければならない。

(第 2 項)企業別労働組合は、工場事業場または事業単位が合併した場合、合併基準日から起算して一以内に、労働組合の合併を完成しなければならない。主務機関は、期限内に合併しなかった場合には期限を定めて改善するよう命じることができ、改善しなかった場合には組合の再組織を命じることができる。

(第 3 項)労働組合は、前二項の規定に基づき合併または分立した場合には、合併または分立の完成から三十日以内に、その過程、労働組合の規約、理事、監事名簿等を主務機関に届出なければならない。

(第 4 項)行政組織地域が変更される場合には、組合員総会または組合員代表総会の決議により、労働組合は従来の名称を維持することができる。ただし、労働組合は、その名称を変更する場合には、行政組織地域の変更から九十日以内に、会議議事録を主務機関に届け出なければならない。労働組合の名称は、変更される場合には、登記されている労働組合の名称と同一であってはならない。

(第 5 項)前項規定の決議をなした労働組合において、その任期の起算は、組合員総会または組合員代表総会の決議を経なければならない。

第 39 条 (合併または分立後の権利義務)

(第 1 項)労働組合の合併後に存続しまたは新しく成立した労働組合は、合併により消滅した労働組合の権利義務を包括的に承継しなければならない。

(第 2 項)分立により成立した労働組合は、承継する権利義務の部分について、分立を決議する時に、組合員総会または組合員代表総会で併せて決議しなければならない。

第 40 条 (解散の届出)

労働組合は、自ら解散を宣告する場合には、解散から十五日以内に、その解散事由および時間を主務機関に届け出なければ成らない。

第 41 条 (財産の清算)

労働組合の解散は、破産、合併または組織変更による場合を除き、その財産が清算されなければならない。

第 42 条 (清算後の余剰財産)

(第 1 項)労働組合が解散する場合には、債務の弁済を除き、余剰財産の帰属は、その規約規定、組合員総会または組合員代表総会の決議に基づかなければならない。ただし、余剰財産は、個人または営利を目的とする団体に帰属することができない。

(第 2 項)労働組合が前項の規定に基づき処理できない場合には、余剰財産の帰属は、組合の住所所在地の地方自治体に帰属

する。

第十章 罰則

第 43 条 (法令または規約違反に関する処罰)

(第1項)労働組合が法令または規約に違反した場合には、主務機関は、期限を定めて改善するよう警告または命令することができる。また、必要と認める場合には、期限内の改善の前に、業務の一部または全部の停止を命じることができる。

(第2項)労働組合が法令または規約に違反しその事情が重大である場合、または期限内の改善を命じられたが期限内に改善しなかった場合には、その理事、監事、理事長または監事会招集人を解任することができる。

第 44 条 (罰則)

主務機関が第三十一条第二項の規定に基づき人員を派遣し、または同条第一項の資料について期限内の提出を求めた場合に、労働組合が正当な理由なしに回避、妨害、拒絶し、または期限内に資料を提出しなかったときには、その行為者は、台湾ドル三万元以上十五万元以下の過料に処する。

第 45 条 (罰則)

(第1項)使用者または使用者を代表し管理権を行使する者が第三十五条第一項の規定に違反し、労資争議処理法による裁決決定が下された場合には、中央主務機関は、使用者に対して台湾ドル三万元以上十五万元以下の過料に処する。

(第2項)使用者または使用者を代表し管理権を行使する者が第三十五条第一項第一号、第三号または第四号の規定に違反し、前項の裁決決定書に定める期限に一定の行為をなさなかったまたは一定の行為を停止しなかった場合には、中央主務機関は、使用者に対して台湾ドル六万元以上三十万元以下の過料に処する。

(第3項)使用者または使用者を代表し管理権を行使する者が第三十五条第一項第二号または第五号の規定に違反し、第一項の裁決決定書に定める期限に一定の行為をなさなかったまたは一定の行為を停止しなかった場合には、中央主務機関は、使用者に対して台湾ドル六万元以上三十万元以下の過料に処し、かつ期限を定めて是正するよう命ずることができ、期限内に是正しなかった場合には連続して毎回処罰する。

第 46 条 (罰則)

使用者が第三十六条第二項の規定に基づく公休を付与しなかった場合には、台湾ドル二万元以上十万元以下の過料に処する。

第十一章 附則

第 47 条 (法改正による改定)

この法律の施行前にすでに組織される労働組合は、その名称、規約、理事および監事の定数または任期がこの法律の規定に適合しない場合には、直近に開催される組合員総会または組合員代表総会の時に、これを改定しなければならない。

第 48 条 (施行規則)

この法律の施行規則は、中央主務機関がこれを定める。

第 49 条 (施行日)

この法律の施行日は、行政院がこれを決定する。